

第1節 良好な市街地の形成

●現況と課題

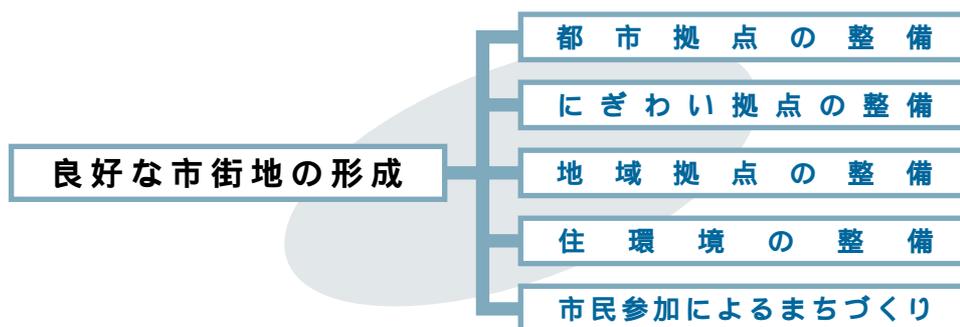
本市では、市街地整備を中心とした、総合的・計画的な都市づくりに取り組んでいます。長田・荒本地区の新都心整備地区では、特色ある広域型の商業・業務・行政・文化・スポーツ・レクリエーション施設などを配置し、人・モノ・情報の交流機能を有する新しい都市拠点の形成を目指した整備を推進しているほか、地域の拠点となる主要な鉄道駅周辺については地域住民と連携し、再開発事業等に取り組んでいます。また、住宅・工場および農地の混在する地域や、密集市街地、住工混在地域などの市街地における住環境の整備・検討を進めています。

今後は、地域の文化・歴史・自然環境などの個性を活かしつつ、地域住民の参加を図りながら、新都心の整備や地域の拠点となる市街地の機能再

生に向けた整備を推進するとともに、密集市街地や住工混在地域などの都市基盤施設整備や市街地環境の整備などを図り、安全で快適な市街地を形成することが必要です。



●施策の体系



●基本方針

- 1 広域的な「産業・生活文化の交流拠点」となる都市拠点の整備を促進します。
- 2 布施駅周辺一帯は、商業業務等が集積するにぎわい拠点として整備を促進します。
- 3 各駅前などの地域拠点は、地域の個性を活かした商業・業務などの都市機能の誘導、整備に努めます。
- 4 住環境が悪化している地区や悪化の恐れがある地区は、公共施設整備を含めた住環境の整備により、安全性・利便性・快適性の向上に努めます。
- 5 市民とともに考え、市民参加によるまちづくりを促進します。

●主要な施策

1 都市拠点の整備

新都心整備地区では、広域的な産業・生活文化の交流拠点の形成を目指し、都市中枢機能の集積を図るとともに、都市型居住空間の形成を図ります。同時に隣接する周辺地域と調和し景観にも配慮したまちづくりを進めます。

2 にぎわい拠点の整備

布施駅周辺は、本市の中心商業地としての商業業務機能の集積を図り、特に布施駅南地区の土地の高度利用化を進めるとともに、周辺部の老朽化した木造住宅密集地区の住環境の改善を図ります。

3 地域拠点の整備

各地域拠点は、地域の特性に応じた多様な整備手法により、商業・業務・情報の交流などの都市機能を有する拠点としての整備を促進します。また、駅前などの拠点整備に伴う周辺整備については、土地の有効利用を図りながら、拠点の整備と調和した一体的な整備に努め、地域の振興と秩序あるまちづくりを推進します。



4 住環境の整備

住工が混在している地区や老朽化した木造住宅が密集している地区において、住環境の悪化や悪化の恐れがある地区などについては、地域住民や企業との連携のもとに生活道路や公園などの公共施設の整備を含めた住環境の整備手法の検討を行うなど、安全性・利便性・快適性の向上を目指した、住環境の整備に努めます。

5 市民参加によるまちづくり

地域のまちづくりに必要な情報の提供、まちづくり活動への支援に努め、魅力と活気あるまちづくりへの意識の高揚を図るとともに、課題・将来像などを市民とともに考え、その実現に努めます。

土地利用状況

区分	面積(ha)	構成比(%)
総数	6181.0	100.0
市街地	4003.8	64.7
一般市街地	2557.2	41.3
商業市街地	400.7	6.5
工業地	1045.9	16.9
集落地	0.0	0.0
普通緑地	439.0	7.1
公園・運動場等	185.4	3.0
社寺敷地等	24.7	0.4
学校	215.9	3.5
墓地	13.0	0.2
農地	262.7	4.3
田	163.3	2.7
畑	99.4	1.6
山林	1052.9	17.0
水面	53.8	0.9
公共施設	88.4	1.4
道路・鉄道	243.2	3.9
荒地・その他空地	37.2	0.7

(平成12年度調査)

●現況と課題

本市では、金剛生駒紀泉国定公園の恵まれた自然緑地などの保全や河川、水路を活用した水と緑のネットワークの形成に努めるとともに、みどり豊かな環境の拡大を目指して、総合公園、近隣公園、街区公園、緑道の整備に取り組んでいます。また、地域住民の自主的参加による公園管理の促進、道路・学校などの公共施設の緑化に努めるとともに、民有地の緑化助成も行っています。

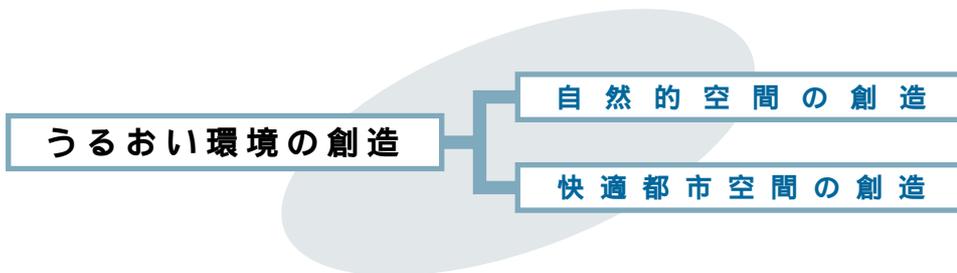
今後は、豊かな自然的空間の保全と創造への取り組みを強め、市民のレクリエーションや憩いの場としての活用、市民に利用されやすい公園・緑地の整備などを進めるとともに、市民との連携に

よる都市緑化の推進などを強めることが求められます。

また、本市では、キャブシステム事業や電線共同溝の整備推進による道路の無電柱化を進めるなど、良好なまちなみ景観の形成に向けた取り組みを進めるとともに、道路における屋外広告物の規制を行うなど、歩行者の快適な道路空間の確保に努めています。

今後は、良好な景観の形成、歩行者の快適な空間の確保に努めるとともに、街路空間やまちかど空間の整備および空地などの環境阻害空間の改善に取り組むことが求められています。

●施策の体系



●基本方針

- 1 生駒山系を都市林として保全を図り、緑とオープンスペースの少ない市街地に対しては、みどりのオアシスとなる公園・緑地を拠点的に配置し、これらの都市施設を有機的に結ぶ緑道および河川堤防敷を整備することにより、うるおいのある水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 2 地域の歴史的・文化的遺産などを活用しながら道路等の都市施設と建物の調和を図り、地域的な特性を踏まえたまちなみ景観の創出を目指します。また、まちなみにゆとりとうるおいを創出するため、街路空間やまちかど空間を整備します。

●主要な施策

1 自然的空間の創造

(1) 自然緑地の保全

市民の緑の象徴であり、森林の恵みを楽しむことができる生駒山系の自然を保全するため、自然的資源の減少防止に努めるとともに、鎮守の森など永く市民に親しまれ、地域の貴重な財産でもある樹林の保護、屋敷林の保護・保全に努めます。また、市街地の貴重な緑のオープンスペースとしての機能を担っている生産緑地は、防災上の観点からも保全に努めます。



(2) 水辺空間の創造

河川などは、親水ゾーン、水生生物ゾーン、昔の用水路を再現した歴史ゾーンなど、市民の憩いの場として利用できるような水辺環境の整備に努めます。また、下水高度処理水や雨水を有効利用した水辺空間の整備を進めるとともに、河川・水路や公園、公共施設にもこれらの利用を促進します。

(3) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、子どもや高齢者が日常的に利用できる地域に密着した整備を推進するとともに、スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニケーションの場としての整備を推進します。また、高齢者や障害者が利用しやすい、安全な公園づくりに努めるとともに、災害時における避難地としての役割をも考慮した整備を推進します。さらに、市民が憩い、スポーツ・レクリエーションなどの余暇活動の場となり、防災機能をあわせもつ総合公園である花園中央公園の早期完成に努めるとともに、恩智川治水緑地の都市公園としての整備を促進します。公園等の維持管理については、公園に愛着心が育まれるよう整備の段階から地域住民の意見を取り入れるなど、地域に密着した維持管理を促進します。

(4) 都市緑化の推進

緑被率の向上を目指し、学校など都市緑化の先進的役割を果たす公共施設の積極的な緑化を推進するとともに、各種事業所に対する植樹助成、民間住宅への生垣助成などにより都市の緑化に努めます。また、主要幹線道路の植樹、河川・水路などの景観・親水性に配慮した水辺の緑化、点在する公園・緑地等を機能的に結ぶ緑道の整備などにより、水と緑のネットワークの形成に努めます。

2 快適都市空間の創造

(1) まちなみ景観の形成

文化や歴史資源、自然環境など地域固有の魅力を活用することを基本に、景観条例などの制度による周辺と調和したまちづくりへの誘導を図り、美しいまちなみの形成を促進します。また、電線の地中化、歩道の整備を促進するとともに、市民の参加により、それぞれの地域に個性のあるまちなみ景観の形成を目指します。

(2) 歩行者空間・街路空間の整備

歩道の整備や街路樹の整備に努めるとともに、高齢者や障害者にも優しい道路整備を目指します。

(3) まちかど空間の整備

市街地のなかの小空間を活用し、うるおいのある環境を整備します。

(4) 環境阻害空間の快適空間への改善

快適な空間を創造するため、市民・事業所への環境阻害空間の解消に向けた啓発に努めるとともに、市民参加のもと、環境阻害要因の改善に努めます。

公園・緑地及び児童遊園地等の状況

区 分		数	面積(ha)
都市計画公園	街区公園	87	18.41
	近隣公園	17	31.70
	総合・広域公園	2	52.70
	緑地	4	9.00
	小 計	110	111.81
その他の公園	都市公園	97	2.69
	府営久宝寺緑地東大阪区域	1	4.60
開設公園計		208	119.10
児童遊園		61	5.99
内府管理公園		2	48.00
開設公園			125.09 ha
平成14年4月現在市民人口			514,478 人
府営管理公園含む市民一人当たりの開設面積			2.43 m ² /人

(平成14年4月現在)



第3節

良好な住まいづくりの推進

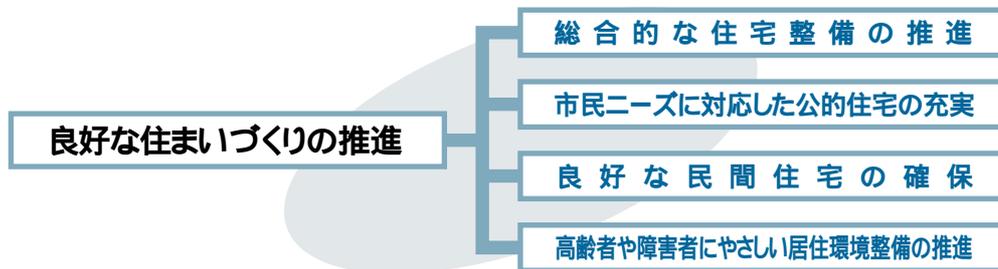
● 現況と課題

本市は、住宅と工場などが混在化した地域が市内に散在しており、老朽化とともに住環境が悪化し、震災、火災等の防災上からも住環境の改善が必要となっています。このため、住工混在地域の共存に向けた取り組みや災害に強いすまいとまちづくりを進めるため、既存住宅の耐震性の確保や密集住宅市街地の整備とともに公共住宅の建て替えの促進、高齢者や障害者にやさしい福祉住宅の

計画的な整備など総合的な住宅整備が必要となっています。

今後は、市民の住宅に対するニーズの多様ななどに対応し、良好な民間住宅の供給を前提に、公的住宅の確保や福祉住宅の確保、災害に強い住宅の整備など、良好な住まいづくりの推進に向けた取り組みを強めることが望まれます。

● 施策の体系



● 基本方針

- 1 施策の連携により、良好な住まいづくりを目指し、総合的な住宅整備を推進するとともに、災害に強いすまいとまちづくりに努めます。
- 2 老朽化した公共住宅については、建て替えにより居住水準の向上を図るとともに、土地の高度利用により供給戸数の増大を図ります。また、所得階層や世帯構成また高齢者や障害者など多様な居住者のニーズに対応した住宅供給を図るとともに、公共住宅を補完する民間による公的住宅の供給を促進します。
- 3 地域の将来像、適正な住宅供給の条件整備などを明確にし、民間による良好な住宅ストックの形成を図ります。
- 4 高齢者・障害者が住み慣れた地域社会で、安全で安心して生活が営まれるよう、居住特性を踏まえた住まいづくりに努め、高齢者や障害者が安心できる居住環境の整備を図ります。

●主要な施策

1 総合的な住宅整備の推進

住宅と福祉、経済、都市計画などの役割分担、関連施策との連携により、総合的な視点にたった災害に強いすまいとまちづくりを推進します。

2 市民ニーズに対応した公的住宅の充実

市営住宅など老朽化した公共住宅については、建て替えの促進により居住水準の向上と供給戸数の増大を図るとともに周辺環境などにも配慮した、良好な住まいづくりの推進に努めます。さらに、公共住宅を補完し、良好な住宅を確保するため特定優良賃貸住宅等の供給を促進します。

3 良好な民間住宅の確保

地域の特性に見合った民間の良好な住宅開発を誘導し、良好な住宅のストックの形成に努めます。また、老朽化が著しい長屋住宅や文化住宅等が密集する地域においては、道路・公園などの公共施設の整備と併せた建て替えを促進し、民間と行政の共同による良好で災害にも強い住まいづくりの推進に努めます。

4 高齢者や障害者にやさしい居住環境整備の推進

高齢者や障害者等の活動を支えるよう、住宅およびその内外部を通じたバリアフリー化を推進し、高齢化社会に対応した居住環境の整備に努めるとともに、公共・民間が相互に補完しながら高齢者や障害者向け住宅の供給に努め、居住の安定を図ります。また、保健・医療・福祉との連携を図り、高齢者や障害者等が安心して生活を営むことができるよう在宅福祉を基礎とした住宅整備に努めます。

公共住宅数

種別	戸数
市営住宅	3,565
府営住宅	5,588
府住宅供給公社	534
都市基盤整備公団	1,463

(平成13年4月現在)



第2章 総合的な都市交通環境の充実

第1節 都市交通環境の整備

● 現況と課題

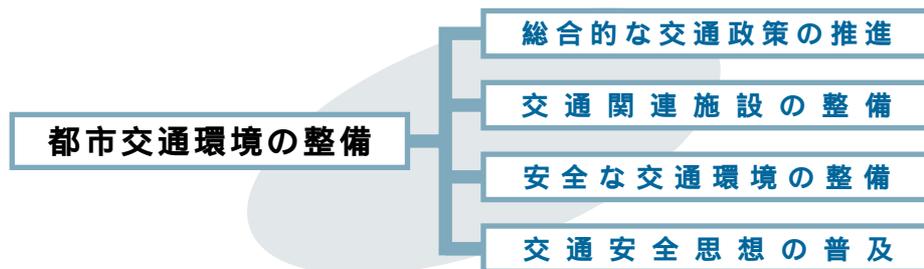
本市においては、自動車専用道路や広域幹線道路などの整備、各駅周辺など交通結節点の整備によって交通利便性は向上していますが、一部で交差点における交通渋滞や違法駐車車両による交通渋滞が起きているとともに、交通渋滞を避けるため生活道路への通過車両の進入により、交通事故が多発しています。また、駅周辺においては、自転車等の放置により歩行者、特に高齢者、身体障害者や緊急自動車の通行を阻害しています。

今後は全市域を視野に入れた安全で快適な交通環境づくりを進めるため、道路の段階別整備指針の確立などを含む総合的な交通政策の確立や交通需要管理などを進めるとともに、交通関連施設の整備を推進することが求められています。

また、本市では、交通安全施設の整備、生活ゾーン規制や市民に密着した交通規制を関係機関に働きかけるとともに、めいわく駐車追放市民運動や広報紙・電光掲示板などによる啓発活動や年齢階層に応じた交通安全教育・学習の充実、交通事故相談体制の充実や市民交通災害共済の加入促進、制度の充実に努めています。

今後は、歩行者、特に幼児や高齢者、障害者などが安心して歩ける空間の整備など、交通安全施設の整備・充実や効果的な交通規制の促進を図るとともに、地域の実情に合った交通安全運動の展開や学習活動の促進、交通事故相談体制の充実などを強めることが望まれます。

● 施策の体系



● 基本方針

- 1 交通需要管理も含めた総合的な交通政策の推進に努めます。
- 2 駐車場・自転車駐車場、駅前広場など利便性の高い快適な交通関連施設の整備に努めます。
- 3 歩行者などの安全を確保するため交通安全施設の整備、交通規制などに取り組み、安全な交通環境を総合的に整備します。
- 4 市民の交通安全を図るため、教育・啓発活動を推進するとともに、交通事故に伴う相談体制の充実に努めます。

●主要な施策

1 総合的な交通政策の推進

交通特性に応じて、公共交通機関と交通関連施設の機能が十分に発揮できるよう交通需要管理も含めた、計画的な交通政策の推進に努めます。

2 交通関連施設の整備

(1) 駐車場、自転車駐車場対策の充実

都市交通の円滑化、都市機能の活性化を図るため、駅周辺などの交通需要の多い地区に関係機関との連携による、駐車場の整備を促進するとともに違法駐車防止に努めます。また、鉄道事業者との連携を強め、鉄道高架下の有効活用など、利便性の高い自転車駐車場の整備を図ります。

(2) 交通結節点、駅前広場の整備

都市部への通勤・通学など流出入交通の増大に対応し、鉄道とバスの乗継ぎなどの円滑化を進めるため、駅前広場や交通ターミナルなどの交通結節点の機能強化に努めます。

(3) 道路環境の改善

道路のバリアフリー化を推進するとともに、住区内における歩行者や自転車の安全の確保を図るため、歩道の確保や通過交通の抑制を図ります。

また、地域の実情を勘案しながら道路拡幅、交差点改良、路肩整備等を推進します。

3 安全な交通環境の整備

(1) 歩行者の安全確保

通園・通学路など、日常生活圏で安心して歩ける空間を確保するため、交通規制の強化に努めるとともに、住民が楽しめるコミュニティ空間の拡充、整備に努めます。

(2) 交通安全施設の整備

誰もが安心して歩ける道路として、道路照明灯・道路反射鏡・防護柵などを点検、整備するとともに、高齢者や障害者に配慮した歩道段差の解消、誘導点字ブロックなどの設置を推進します。

(3) 効果的な交通規制の推進

道路における危険防止、道路交通に起因する障害の防止、その他交通の安全と円滑化を図るため、地域の実態に応じた効果的な交通規制を促進するとともに、交通公害の防止を図ります。また、大規模災害時における交通の混乱を防止するため、道路交通に関する情報の提供など、迅速かつ的確な交通規制の促進を図ります。



4 交通安全思想の普及

(1)交通安全教育、学習の推進

幼児から高齢者に至るまで、学校教育、生涯学習などのあらゆる機会を通じて、年齢層に応じた交通安全教育および指導を推進します。

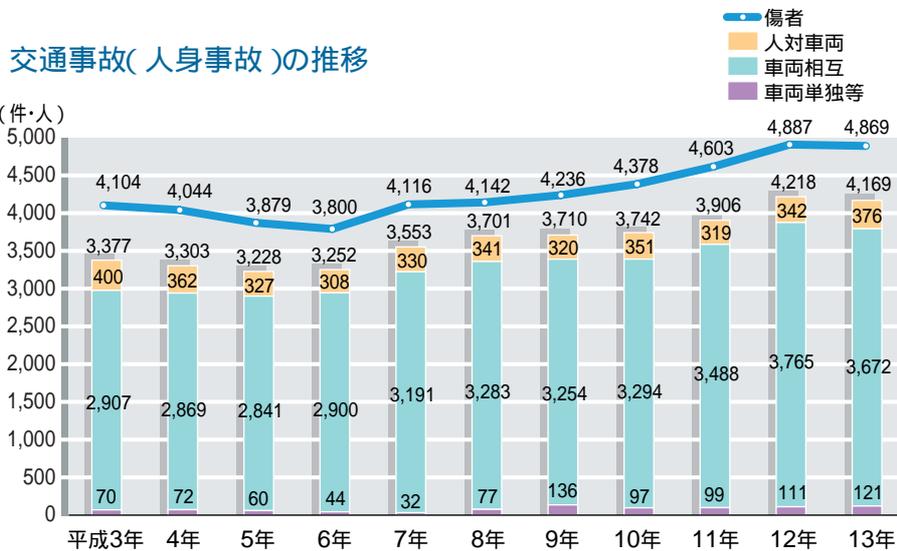
(2)交通安全思想の啓発

市政だより、関係機関などの広報活動により、交通安全、交通マナーに関する啓発に努め、地域住

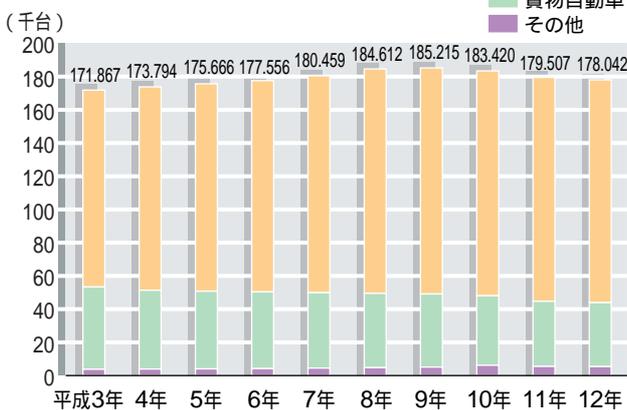
民の協力のもとに広く啓発活動を推進します。

(3)交通事故相談体制の充実

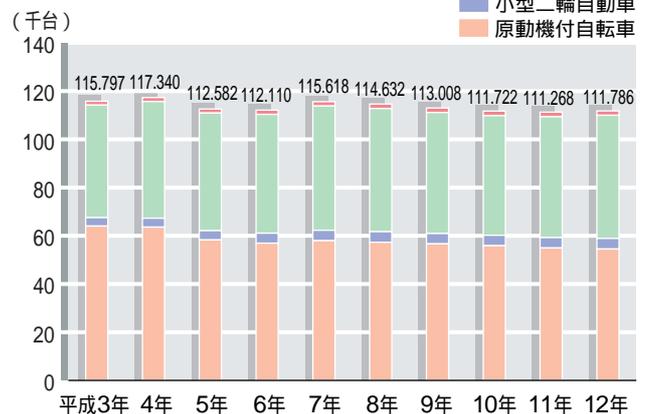
交通事故相談内容の複雑化、深刻化に対処するため、相談業務の充実・強化を図るとともに、市民交通災害共済制度の充実に努め、被害者の精神的、経済的な援助に努めます。



自動車の登録台数(乗用車・貨物自動車等)



自動車の登録台数(軽自動車等)



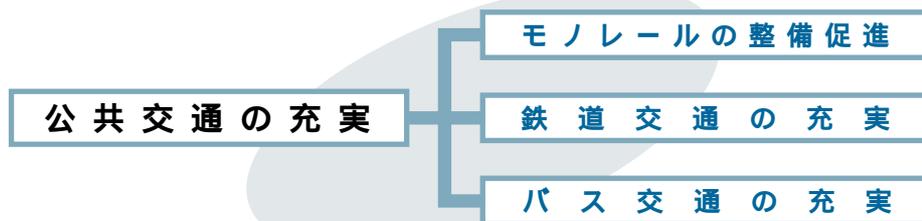
●現況と課題

公共交通は、通勤、通学等の大量の交通を処理できる定時性に優れた輸送効率の高い交通システムであると同時に、交通弱者にとっても不可欠の移動手段となっています。しかし、本市における鉄軌道は大阪都心部から東西方向に4路線が放射状に整備されており、南北方向の鉄軌道が未整備な状況にあります。このため、交通量の増大による交通渋滞の解消を図ることから、道路負荷を軽減するとともに、高齢者への対応や環境問題、都市の活性化などの社会的要請も踏まえ、大阪モノレールの門真市からの南伸の早期実現の要望を強化するとともに、大阪外環状線鉄道の建設の促進を図るなど、鉄道ネットワークを充実させる必要があります。

また、鉄道の高架化が未整備な地域では、モータリゼーションの進展に伴い、踏切はますます都市活動の障害となっており、鉄道と道路の連続立体交差化を促進する必要があります。

本市におけるバス路線は、鉄道サービスを受けられない地域を中心に市内交通や隣接都市への移動など、特に南北方向を主軸に鉄道の補完的役割を果たしています。しかし、バス交通は道路走行条件の悪化による定時運行の確保に困難が生じ、利用者の利便性が損なわれているため、走行環境の整備や利用者の利便性の向上を図る必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 南北公共交通の強化を図るため大阪モノレールの整備を促進します。
- 2 地下鉄の延伸などの新規路線の建設や、大阪外環状線鉄道の建設、連続立体交差事業の促進など鉄道交通の充実に努めます。
- 3 鉄道サービスを受けられない地域を中心にバス路線の充実、機能の向上を促進します。

●主要な施策

1 モノレールの整備促進

本市の新都心整備地区や総合病院へのアクセスとして非常に重要であり既設放射鉄道と有機的に連絡する環状方向の鉄軌道として、現在大阪空港から門真市間で開業している大阪モノレールの早期南伸を関係機関に強く働きかけます。

2 鉄道交通の充実

(1) 新規路線の建設

既設鉄道の混雑緩和と鉄道ネットワークの充実を図るため大阪市高速鉄道第5号線(地下鉄千日前線)の弥刀方面への延伸と、近鉄東大阪線の生駒駅から関西文化学術研究都市方面への延伸を関係機関に積極的に働きかけます。

(2) 既設路線の整備

鉄軌道が未整備な南北方向の充実を図るため、大阪外環状線鉄道の早期完成に努めるとともに、JR片町線(学研都市線)の輸送力や輸送サービスの向上を図るため、松井山手～木津間の複線化の促進などを鉄道事業者積極的に働きかけます。

また、高齢者や障害者が利用しやすい施設や設備の改善を関係機関に働きかけます。

(3) 連続立体交差事業の促進

踏切の交通渋滞の解消、事故防止および鉄道で分断された地域の一体的整備を図るため近鉄(奈良線・大阪線)、大阪外環状線鉄道の連続立体交差事業の促進を図ります。

3 バス交通の充実

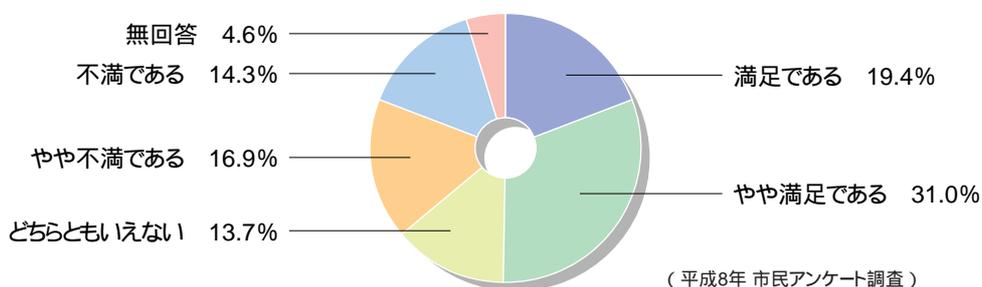
(1) バス路線の充実

鉄道サービスを受けられない地域を中心に、鉄道駅や公共施設間を連絡するバス路線網の体系的な充実に努めるとともに定時運行の確保を図るため走行環境の整備に努めます。

(2) バス機能の向上

高齢者や障害者に配慮した、低床、広ドアなどのバス車両の導入やバス停留所の改善、整備などを関係機関に働きかけます。

電車やバスなどの交通機関の利便さ



鉄道・バス路線



第3節

道路網の整備

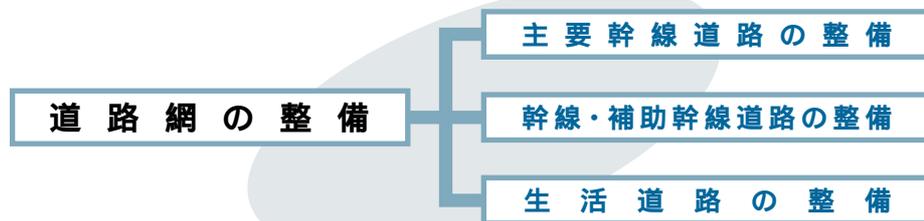
●現況と課題

本市における道路網は、社会経済活動を支える基盤として、南北方向は大阪中央環状線、大阪外環状線を、東西方向は国道308号、大阪東大阪線を基本に発展し続けています。近年の交通量の増加は、慢性的な交通渋滞を起し、交通公害、交通事故などの都市交通問題の原因ともなっています。これは、広域道路網の一体整備に向けた本市の主要幹線道路と、これを補完するその他の幹

線道路などの整備状況の遅れが道路交通のネットワーク機能を果たせないことに起因しています。

今後は、社会経済活動の基本である安全かつ円滑な道路交通と、安全で快適な生活環境の確保を図るため、主要幹線道路、幹線・補助幹線道路、生活道路などの整備を体系的に進め、道路交通の合理的なネットワークの強化を図る必要があります。

●施策の体系



●基本方針

- 1 都市の骨格を形成し、円滑な地域間交流を促進する主要幹線道路の整備を推進します。
- 2 市街地での都市交通の確保に必要な幹線・補助幹線道路の整備を推進します。
- 3 良好な生活環境を形成し、住区内における安全な交通の確保に必要な生活道路などの機能を明確にし、整備に努めます。



●主要な施策

1 主要幹線道路の整備

南北方向の道路交通網は、大阪中央環状線と大阪外環状線に、東西方向は国道308号に大きく依存することから、交通集中による交通渋滞の原因となっています。このことから、南北方向では渋川放出線と東大阪中央線、東西方向では大阪生駒線などの主要幹線道路の整備促進に努め、都市交通の円滑化と都市機能の充実を図ります。

2 幹線・補助幹線道路の整備

幹線・補助幹線道路は、交通環境の改善や主要幹線道路などとの有機的、効率的なネットワークの形成、通過交通の生活道路への流入防止などに有効な路線を優先的、計画的に整備を推進します。

主要幹線道路を補助する幹線道路として、大阪金岡線、大阪瓢箪山線、山麓線などの整備に努めます。

3 生活道路の整備

交通の円滑化、消防活動困難区域の解消を図るため、老朽化した木造住宅の密集地区における再整備とあわせ、生活道路の拡張等改善に努めます。また、計画的な維持補修や歩道の設置・交通規制の強化とともに、歩行者専用道路など地域の特性に応じた多様な道路整備により、安全・快適な道路環境・道路空間の確保に努めます。

一般道路の現況

種別	市街化区域面積(㎡)	延長(m)	面積(㎡)	総合道路率
国道	49,810,000	23,401	482,782	1.0%
府道		51,824	1,037,109	2.1%
市道		810,925	4,839,030	9.7%
合計		886,150	6,358,921	12.8%

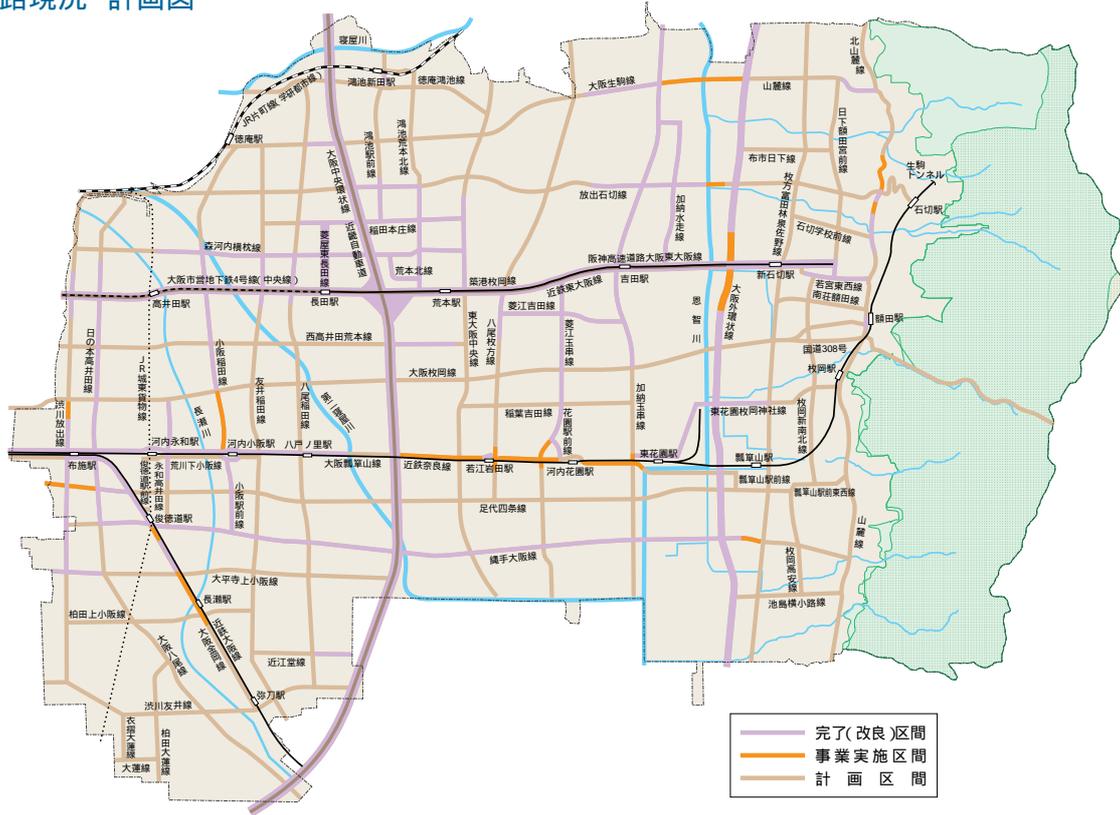
(平成14年4月現在)

都市計画道路進捗状況

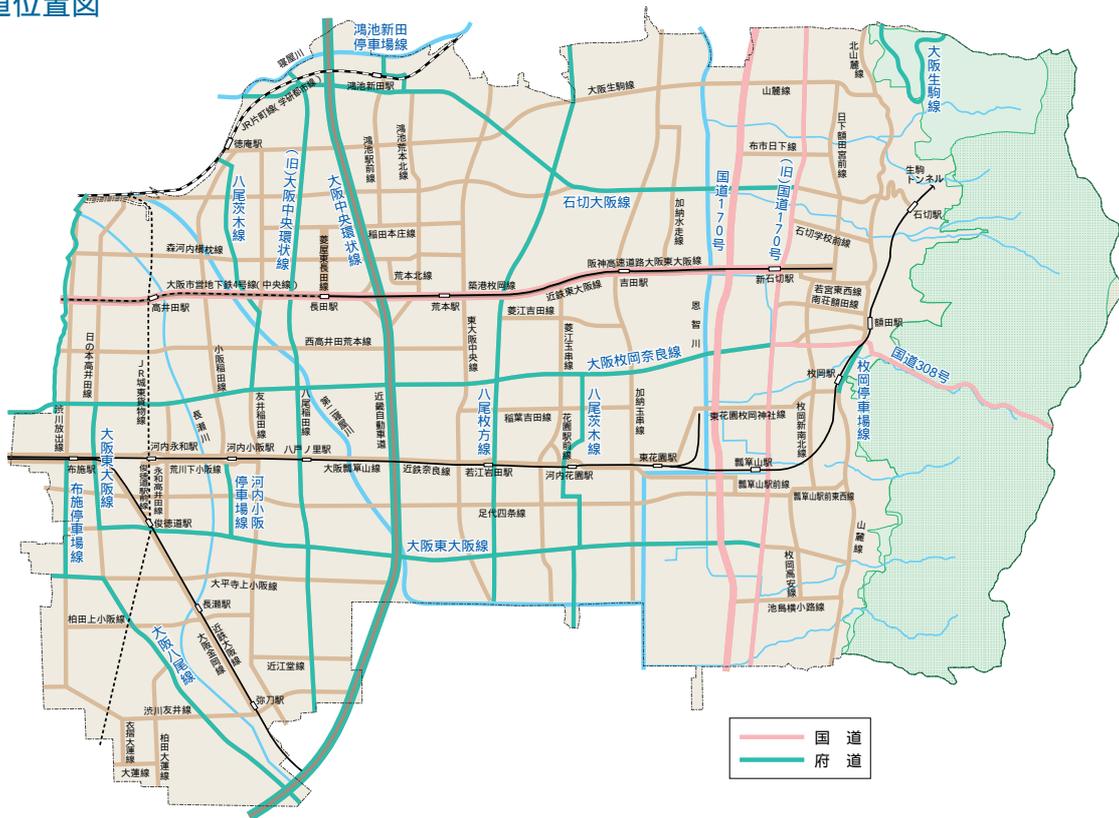
路線種別	計画巾員(m)	計画決定		舗装済				改良済			
		延長(m)	面積(㎡)	延長(m)	%	面積(㎡)	%	延長(m)	%	面積(㎡)	%
幹線道路(57路線)	12未満	27,840	254,950	4,650	16.7	46,290	18.2	4,970	17.9	48,850	19.2
	12~16未満	20,370	265,980	5,800	28.5	83,410	31.4	6,380	31.3	92,110	34.6
	16~22未満	67,200	1,143,280	28,630	42.6	502,600	44.0	30,410	45.3	531,840	46.5
	22~30未満	27,990	707,810	4,840	17.3	121,870	17.2	4,940	17.6	124,420	17.6
	30~40未満	19,470	634,830	6,810	35.0	217,800	34.3	7,280	37.4	233,440	36.8
	40以上	16,050	1,171,380	15,640	97.4	1,151,290	98.3	15,830	98.6	1,160,600	99.1
	小計	178,920	4,178,230	66,370	37.1	2,123,260	50.8	69,810	39.0	2,191,260	52.4
区画街路(6路線)	6~11	3,870	28,520	0	0.0	0	0.0	300	7.8	1,800	6.3
特殊街路(5路線)	6~8	310	2,200	0	0.0	0	0.0	100	32.3	600	27.3
自動車専用道路(1路線)	18	6,720	120,960	6,720	100.0	120,960	100.0	6,720	100.0	120,960	100.0
都市計画道路(69路線)	合計	189,820	4,329,910	73,090	38.5	2,244,220	51.8	76,930	40.5	2,314,620	53.5

(平成14年3月末現在)

幹線道路現況・計画図



国・府道位置図



第1節 防災都市づくりの推進

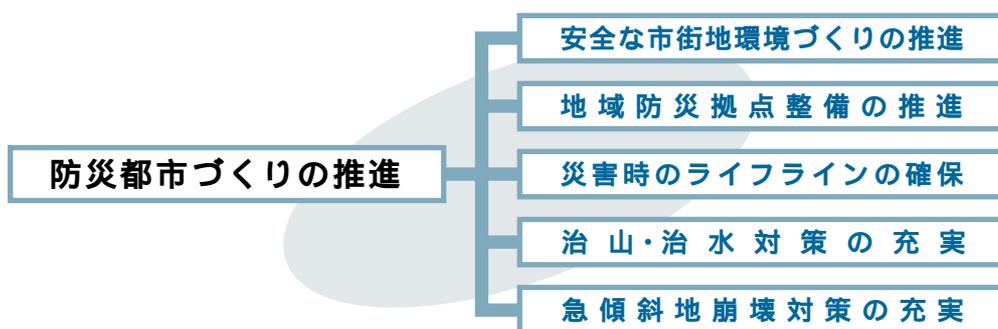
●現況と課題

阪神・淡路大震災による都市の悲惨な崩壊は、都市における安全性の確保に対して多くの教訓を残しました。本市においても、木造建築物の密集、老朽化が多くみられる地区も散在し、災害の発生とその被害の拡大を招く危険性ははらんでいます。このため、都市の防災空間の整備に向けた防火地域、準防火地域の指定、既存住宅の耐震性の確保など、総合的な地域防災対策に取り組んでいます。また、近隣公園などの住区基幹公園は、災害時の避難地としての役割にも配慮した整備を進めるとともに、主要な公園に耐震性防火水槽や、災害時においても必要な飲料水が確保できる飲料水兼用型耐震性貯水槽の設置のほか水道施設の耐震化や配電線の地下埋設化を促進するなど、ライ

フラインの確保にも取り組んでいます。さらに、治山・治水対策としては、寝屋川流域の広域的な計画に基づき、河川改修事業、調節池事業、貯留池事業の促進など、総合的な治水対策に取り組んでいます。急傾斜地崩壊対策は、土砂災害危険箇所現状把握や砂防ダムの整備促進、巡視体制を確立するなど、災害防止に力を注いでいます。

今後は、従来の延焼遮断帯、避難地、避難路の整備という広域的に骨格を形成する公共施設整備の必要性に加え、生活道路、水路、小規模なオープンスペース等の地区施設や耐火建築物等の地区レベルの対応を合わせた、災害に強いまちづくりを進めるとともに、治山・治水対策などの取り組みの強化が望まれます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めるため、災害を未然に防止できるよう、防災面に配慮した都市施設整備、密集市街地の整備、適切な情報の提供など総合的に安全な市街地環境の整備を推進します。
- 2 小学校を中心に、地域における防災活動の拠点として施設等の整備を推進します。
- 3 災害時における電気・ガス・通信・上下水道施設などのライフラインの確保に努めます。
- 4 治水緑地、遊水地などの整備、河川・水路の計画的な改修、砂防事業など治山・治水対策の充実を図ります。
- 5 かけ崩れの防止など急傾斜地の崩壊対策を促進します。

●主要な施策

1 安全な市街地環境づくりの推進

本市においては、都市基盤施設が未整備な密集市街地や用途混在市街地を多く抱えており、これまで取り組んできた駅前拠点整備型の市街地整備に加え、既存住宅の耐震化や道路などのオープンスペースの確保を行うなど、広範囲を対象とした修復型市街地整備に努めます。また防災上課題のある地区については、市民と行政の連携により、災害時における安全なまちづくりを目指します。

2 地域防災拠点整備の推進

災害時における、市民の自主的な防災活動、避難生活を支える拠点として小学校およびリージョンセンター、広域公園を防災活動拠点機能、情報活動拠点機能、ライフスポット機能、避難所機能をもった地域防災拠点としての整備を推進します。

3 災害時のライフラインの確保

災害時に電気・ガス・通信・上下水道施設が機

能するよう災害予防対策や復旧体制の確立を図るとともに、耐震化、地中化、共同溝化など、関係機関と協力して推進し、災害時のライフラインの確保に努めます。

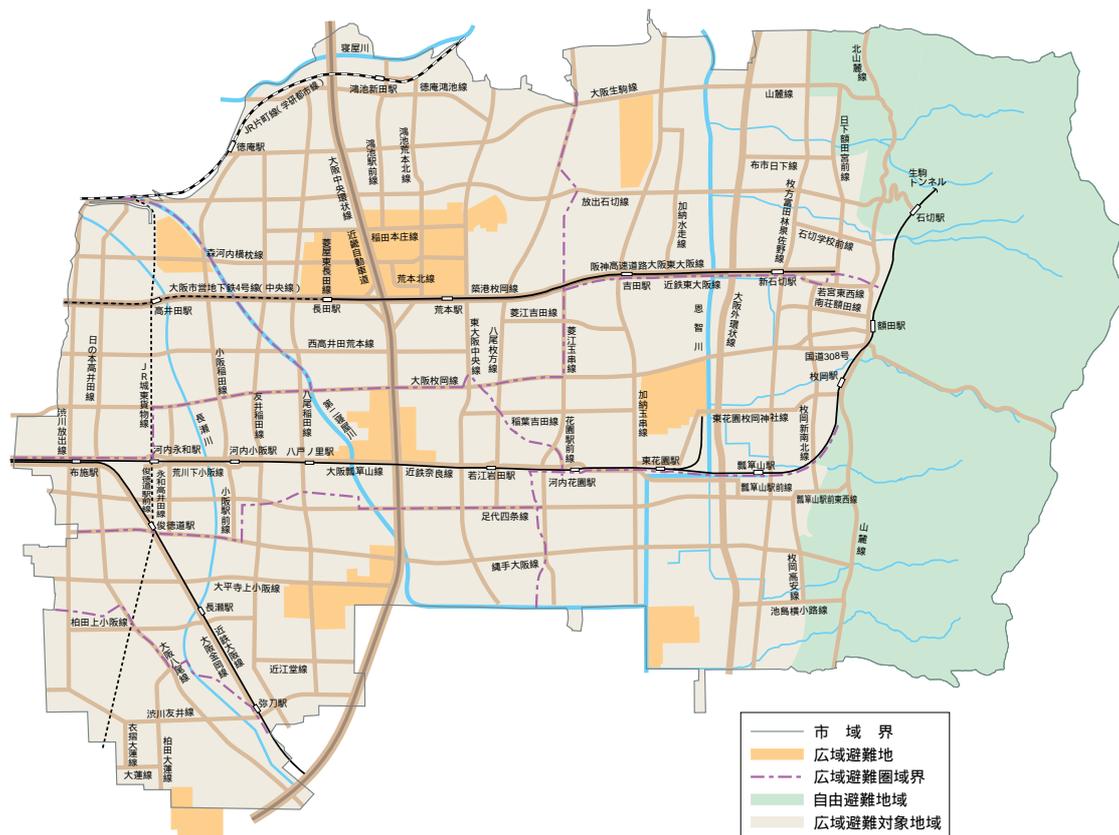
4 治山・治水対策の充実

降雨時など一時的な流量増加に伴う恩智川や第二寝屋川の洪水を貯留し、下流河川の負担の軽減を図るとともに、その他の災害時には避難場所としての機能を有する恩智川治水緑地の整備を促進します。また、河川・水路やため池の改修を計画的に進めるとともに、砂防ダムの建設や砂防事業を促進し、治山・治水対策の充実を図ります。

5 急傾斜地崩壊対策の充実

集中豪雨などに起因するかけ崩れを未然に防止するため危険箇所の把握に努めるとともに、大規模で、危険性の高い急傾斜地については急傾斜地崩壊防止事業を促進します。

広域避難圏域図



第2節

防災体制の充実

●現況と課題

本市では、阪神・淡路大震災の教訓から、広域的な防災体制については、大阪府下の近隣13市町村や尼崎市などと相互応援協定を結んだ対応を図っています。また、防災情報システムについては、防災行政無線の拡充・更新に取り組むとともに、台風や集中豪雨等の自然災害に関する情報の一元化などの強化が必要となっています。

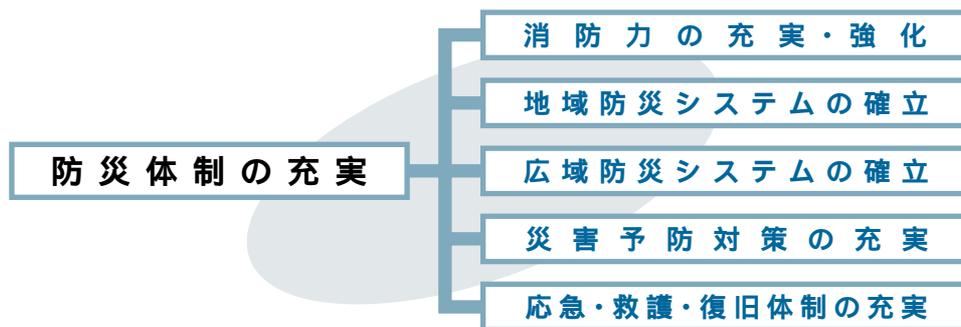
応急・救護・復旧体制としては、非常用備蓄物資の充実や災害時医療体制の整備、市民共済制度を充実するとともに、渇水時に下水高度処理水を有効利用した雑用水槽を設置し、防火用水や雑用水として利用を図っています。

今後は、初動時から応急対策を経て復旧・復興時の各段階におけるマニュアル化により、市民と行政、関係諸機関がより連携を密にした、一体的

な地域防災システムづくりを進める必要があります。また、震災などの大規模災害に対しては、予防対策を強化するとともに、柔軟に対応できるよう、関係諸機関との災害応援協定に基づく広域防災システムづくりが求められています。



●施策の体系



●基本方針

- 1 消防施設、装備等の整備や人員・人材の確保と技能の向上などにより、総合的な消防力の充実、強化に努めます。
- 2 災害時における情報の収集、伝達を可能とする防災情報システムの整備をもとに、地域において的確な防災活動が展開できる体制づくりを推進します。
- 3 他都市や関係機関との広域的な協力体制を構築した広域防災システムの確立に努めます。
- 4 災害を未然に防止するため対策の充実に努めます。
- 5 災害時の物資等の円滑な応急対策や医療等の救護活動、市民や企業・関係機関との連携による復旧体制の充実に努めます。

●主要な施策

1 消防力の充実・強化

(1) 消防局・署所の整備

近年の都市構造の変化に伴う潜在的危険性の増大、複雑多様化する各種災害、新たな消防需要に効果的に対応するため、消防局・署所の配置、規模、機能を見直し、消防局・署所の整備充実とその効果的配置に努めます。

(2) 消防団装備等の整備

消防団の装備等の整備に努め、消防団活動の効率化を図ります。

(3) 適正な人事管理

消防職員の高齢化、定年退職者の増加に伴い、能力開発、健康管理や適切な人事配置に取り組むとともに、中長期的な展望に立った人員・人材の確保を図り、職員年齢構成の均等化を推進するなど適正な人事管理に努めます。

(4) 教育訓練の充実・強化

消防業務の専門化、市民ニーズの増大に対応し得る、より高度な知識、技能を備えた消防職員・団員を養成するため、消防学校等の研修機関へ派遣するなど教育、訓練の強化・充実を図ります。

(5) 耐震性防火水槽等の設置

大規模地震の発生時においても使用可能な消防水利を確保することにより、同時多発火災の拡大を防止し、被害を軽減するため、耐震性防火水槽等を市域に適正に配備するなど水利の多様化を図ります。

(6) 消防車両・装備の高度化

消防活動において基本となる消防車両・装備の更新・増強に努めるとともに、公害問題など社会的要請に応え得るよう高度化を図ります。

(7) 消防緊急情報システムの導入

119番通報を受信後、直ちに災害地点の確認を行い、消防隊、救急隊の出動指令、搬送可能な病院の選定など、指令管制および消防活動に必要な種々の情報を迅速に処理することにより的確で効率的な災害防御活動を可能にする消防緊急情報システムの導入を図ります。



2 地域防災システムの確立

災害に対する情報収集・伝達体制の強化のため、防災行政無線の整備・拡充、関連情報の集中化、消防機関と連携した高所カメラの整備を図るとともに、防災情報の電子化などにより一元的に管理する防災情報システムの構築を図ります。また、災害発生時に地域において的確な防災活動がとれるよう、行動指針・計画の徹底を図るとともに、各関係機関にも働きかけを行います。

3 広域防災システムの確立

災害時における応急対策を的確かつ迅速に実施するため、他都市との相互応援体制、ならびにライフラインなどの関係機関との協力体制の充実に努めます。また、地域に密着した応急対策の実施を図るとともに、ボランティア組織との連携体制の充実に努めます。

4 災害予防対策の充実

(1) 予防査察・広報活動の強化

不特定多数の市民が使用する施設の査察、家庭防火診断、広範な広報媒体を活用した防火防災情報の提供を強化し火災等の災害の未然防止に努めます。

(2) 危険物施設の安全管理対策の指導強化

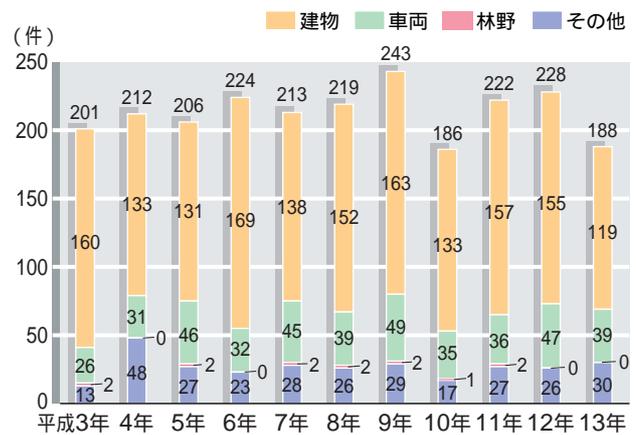
危険物の貯蔵・取扱いの技術上の基準の徹底など危険物施設の安全管理対策の指導を強化し、危険物災害の防止に努めます。

5 応急・救護・復旧体制の充実

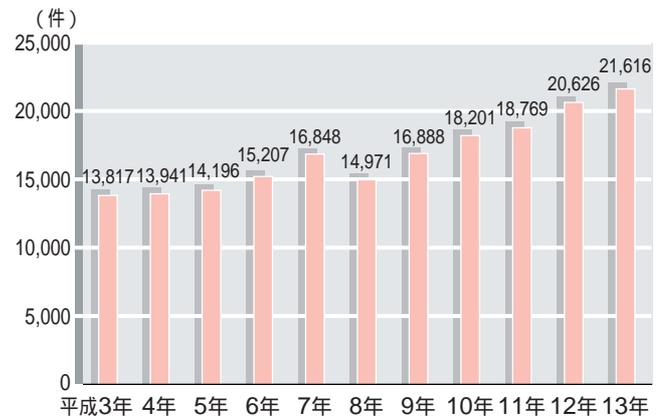
災害時の応急物資を事前に確保し、円滑な応急対策を図るため、食料、生活必需品、および救助用資機材などの非常用備蓄物資の整備充実に努めるとともに、災害拠点病院の活動に必要な医薬品等の整備充実に努めます。また、市民や企業・関

係機関との連携のもと、災害時における役割や災害復旧に向けての行動計画などの検討を進め、復旧体制の確保を図ります。

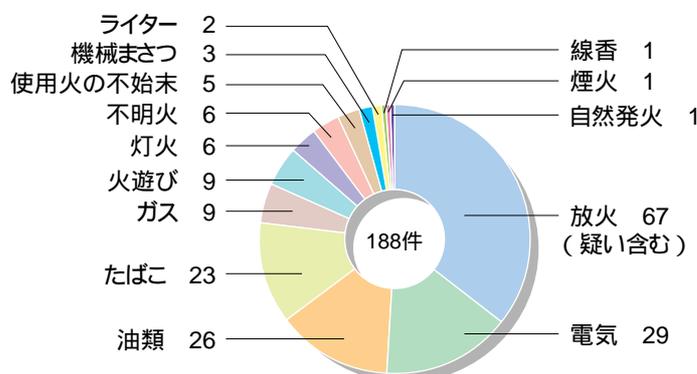
火災発生件数の推移



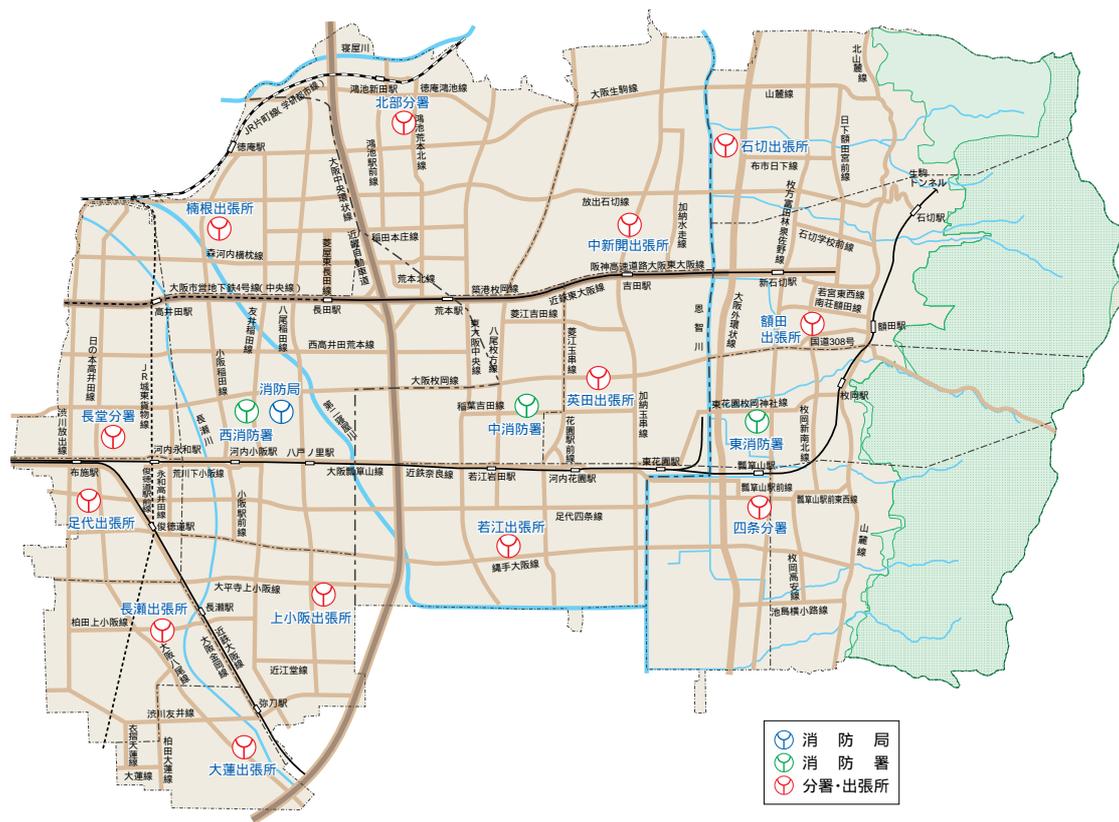
救急出動状況



火災原因(平成13年中)



消防署所の配置図



第3節

自主防災の促進

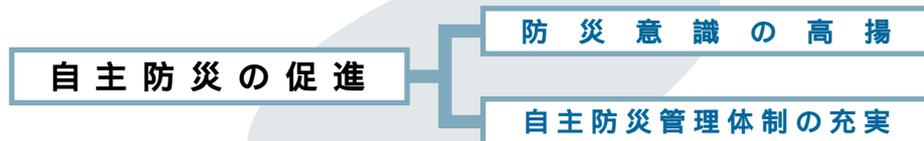
● 現況と課題

災害時における市民の自主防災の促進を図るため、防災フェアや防災講演会の開催など、防災知識の普及に取り組むとともに、防災訓練の実施、自主防災組織への資器材、活動費の助成など地域や企業における自主防災組織の育成などに取り組みを強めています。

今後は、これら活動を充実し、市民の地域コミュニティの育成による地域の共助体制の強化や市民一人ひとりの防災意識の高揚などを強めるなど、自主防災体制の充実を図ることが必要です。



● 施策の体系



● 基本方針

- 1 災害発生時の迅速、的確な対応を可能とするため、実践的な訓練、知識・技術の修得などを通して、市民の防火防災意識の高揚を図ります。
- 2 地域の防災コミュニティ活動を活発化し地域の自主防災組織と事業所等の自主防災組織が連携して防災活動ができる地域ぐるみの防災体制を推進します。

● 主要な施策

1 防災意識の高揚

災害発生時の応急対策が市、防災関係機関、市民の緊密な連携と協力のもとに、迅速かつ的確に実施されるよう実践的な総合訓練や個別訓練の実施に努めます。また、火災等の災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、防火教育、地域コミュニティ活動を通じて知識、技術を身につけ、防災への関心を喚起し、意識の高揚を図ります。

2 自主防災管理体制の充実

地域の防災力を一層向上させるため、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう自主防災組織の結成とその育成・指導に努めます。また、消防用設備の設置促進、防火管理の徹底について指導を行い、自主防火管理の充実に努めます。

●現況と課題

今日の環境問題は、身近な廃棄物問題から地球温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨など地球規模へと広がりを見せており、新たにダイオキシン類、内分泌かく乱化学物質といった問題等もクローズアップされています。

本市の環境をめぐる状況は、一時に比べ産業公害は沈静化したものの住工共存に向け、なお規制の徹底が必要な状況にあり、さらに交通量の増加に伴う自動車の排気ガスによる大気汚染・道路騒音等の交通公害、生活排水による河川の水質汚濁、生活騒音などの都市・生活型公害が課題となっ

ています。また、過去に使用された化学物質による土壌汚染対策や新たな有害化学物質による環境汚染問題があげられ、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムに起因する地球環境問題、廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理、廃棄物処分場の安定的確保等が重要な課題となっています。さらに、ダイオキシン類対策など、ごみ処理施設の周辺地域への環境対策や循環型社会形成推進基本法に基づく関連法の整備に伴う、市民・事業者・行政が一体となった循環型社会の構築に向けた積極的な対応が緊急の課題となっており万全を期していくことが求められます。

このような複雑で多様に広がる環境問題に対処するため、徹底した環境管理を推進し、市民・事業者・行政が自らの責務として健康で安全な生活を営める、環境づくりに向けて行動していかなければなりません。今後は、良好な環境を保全・創造するため、公害の未然防止を徹底するとともに、地域の環境改善を積極的に進め、さらに地球環境にも配慮した環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向け、諸施策を体系化し総合的かつ計画的に推進していく必要があります。



●施策の体系

良好な環境の保全と創造

総合的な環境政策の推進

循環型社会の構築

廃棄物処理対策の充実

環境汚染防止対策の充実

都市環境美化の推進

環境意識の啓発・普及

●基本方針

- 1 市民が健康で安全に暮らすため、より良い環境の創造と次世代への継承を目指すとともに、環境に与える負荷の低減など地球環境の保全を視野に入れた総合的かつ計画的な環境政策の推進に努めます。
- 2 市民・事業者・行政の責務や役割分担のもと、ライフスタイルや事業活動を見直し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。
- 3 廃棄物の排出の抑制と適正な処理を図るため、市民や事業者等の取り組みと相互の協力、排出者の処理責任などの意識啓発に努め、ごみの減量化・資源化の推進、一般廃棄物処理の向上、産業廃棄物の適正処理の促進に努めます。
- 4 市民の生活環境を保全するため、産業公害・自動車公害・生活型公害などに対して指導の徹底、未然の防止を図るとともに、環境汚染の監視の強化と情報の提供に努めます。
- 5 まちの美化についての市民意識の高揚をもとに、市民の理解と協力を得て、都市環境の美化に努めます。
- 6 環境に対する意識の啓発・普及を図るため、環境教育の充実や環境活動の支援に努めます。

●主要な施策

1 総合的な環境政策の推進

(1) 計画的な環境施策の推進

市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目指し、市民・事業者との連携のもとで環境施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 地球環境の保全

地球温暖化対策やオゾン層保護対策を推進するとともに、関係機関との連携により地球環境への負荷低減に取り組みます。

また、資源・エネルギーの有効利用の普及・促進や市民意識の啓発に努めるとともに、太陽光発電など環境に対する負荷の少ない、自然エネルギーの利用の普及促進に努めます。

2 循環型社会の構築

市民・事業者・行政の責務や役割分担のもと、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済シス

テムに起因するライフスタイルの見直しや使い捨ての習慣を改め、発生抑制・再使用・再生利用の推進を図るとともに、ISOの認証取得など、環境に対する認識を深め、継続的な環境改善を進めることにより、循環型社会の構築を目指します。

また、資源の有効利用を図るため、新たな分別収集の徹底、実施に努めます。

3 廃棄物処理対策の充実

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

プラスチック容器などの新たな分別収集や、収集区分の見直しなどによる効率的な収集体制の確立を図るとともに、処理困難物の回収方法の周知徹底や将来の排出量予測・ごみ質の変化やダイオキシン類対策などに対応したごみ処理施設やし尿処理施設の計画的な整備により、廃棄物の適正処理の推進に努めます。

また、ごみの減量化については、市民も責務を担うことから、その自覚を促し廃棄物の抑制に努めます。

(2) 産業廃棄物の適正処理の促進

産業廃棄物の発生抑制を図るため、多量に排出する事業者に対しては、廃棄物アセスメントの実施や減量化を重点的に指導するとともにリサイクルを促進するため、情報の収集と提供に努めます。また、マニフェスト制度の周知・徹底を図り、産業廃棄物の管理システムの定着を図るとともに、不法投棄を防止するための啓発事業やパトロール、撤去などを行い適正処理の推進に努めます。

(3) 廃棄物最終処分地の確保

廃棄物の最終処分場については、引き続き大阪湾圏域広域処理場整備事業の推進に積極的に参画することにより確保を図ります。

4 環境汚染防止対策の充実

(1) 産業公害の防止

公害関係法令にもとづき、事業所に対する規制・指導を徹底するとともに、事業活動に起因する新たな環境汚染等の問題に対しては、市民生活への影響がないよう未然防止に努めます。そのため、事業者による自主的な環境管理システムが整備されるよう、経済支援や技術支援、情報提供にも努めます。

(2) 都市・生活型公害対策の充実

低公害車の普及促進、公共交通機関の利用促進、アイドリングストップなど自動車使用における環境配慮等の啓発、道路の環境対策の促進等による自動車公害対策や鉄道騒音等の都市交通公害対策を推進します。

また、生活排水対策指導員の育成、地域での実践活動などによる生活排水対策の推進及び生活騒音防止の啓発など生活型公害の防止に努めます。

(3) 環境汚染の監視と情報提供

新たな有害物質等による環境汚染にも対応できるよう、環境測定体制や環境情報システムの整備を図り、環境状況の把握や環境情報の収集及び市民・事業者への的確な情報提供に努めます。

5 都市環境美化の推進

美化キャンペーンなど各種啓発活動を通じて、まちの美化についての市民意識の高揚を図るとともに、市民の理解と協力を得ながら、不法投棄や散乱ごみの防止など都市環境美化を推進します。

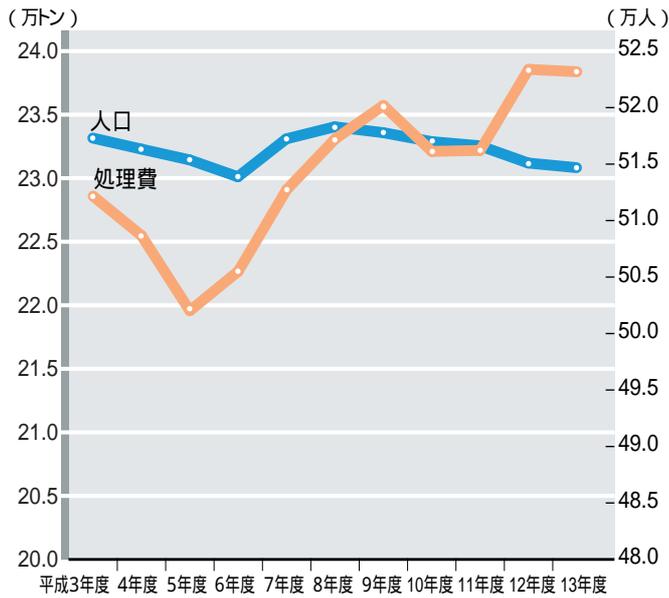
6 環境意識の啓発・普及

快適、安全な環境が市民生活にとってかけがえない財産であり、これを守り育てることが市民の責務であることを幅広く啓発・普及していくために、環境情報の提供や環境教育をより一層、充実するとともに、21世紀を担う子どもたちが、自然とのふれあいを通して環境問題への理解を深めることができる多様な機会の充実を図ります。

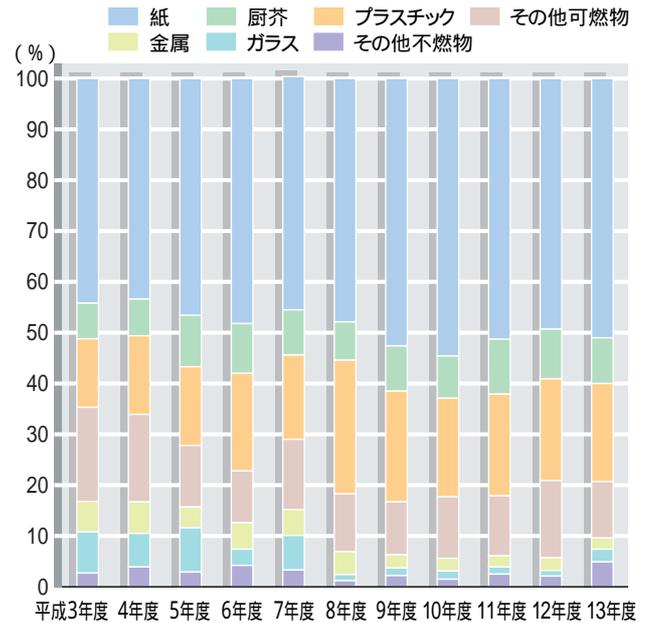
また、市民や団体の自主的な環境保全活動や環境学習への取り組みを支援し、環境づくり活動を実践する組織の育成、体制の強化に努めます。



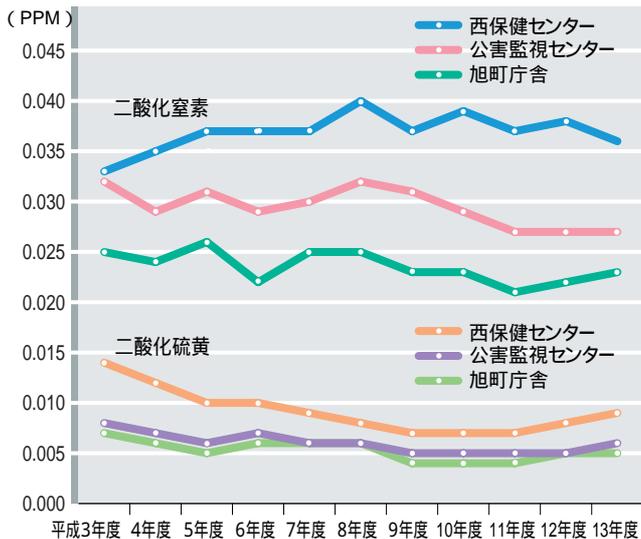
ごみ処理量の推移



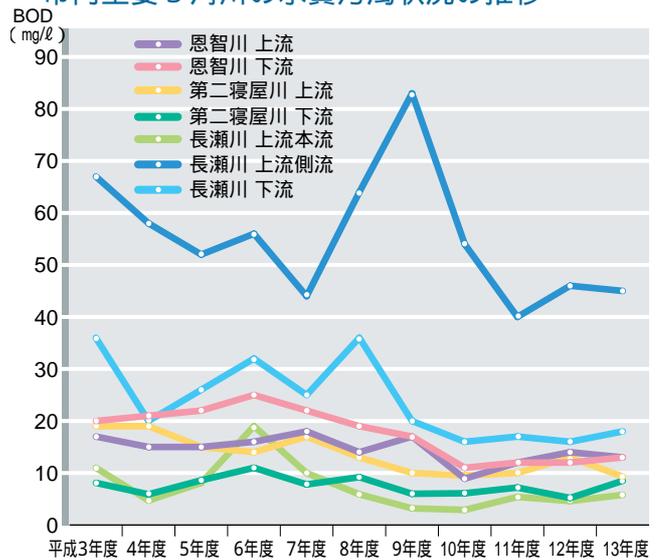
ごみ組成の推移



主な大気汚染物質の推移



市内主要3河川の水質汚濁状況の推移



●現況と課題

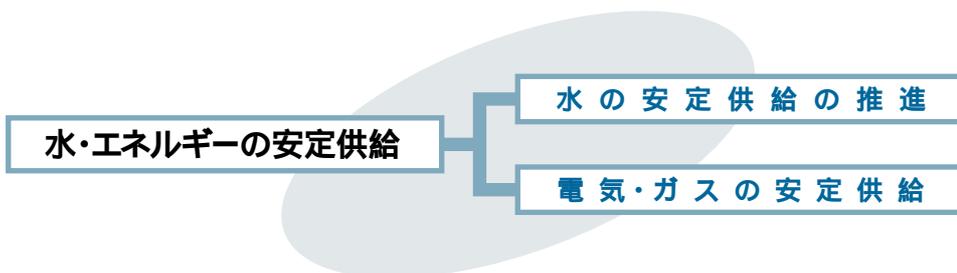
本市の水道は、そのほとんどを府営水道から受水し水需要に見合う水量を確保していますが、自己水源および非常時水源として生駒トンネルの湧水の活用を行っています。水質対策としては、高度浄水処理水の供給を受け「おいしい水」の給水を開始しています。

節水対策は、広報紙や水道施設見学等による啓発活動を展開するとともに、経年管の解消、漏水調査等を実施しているほか、配水管に自動水質監視装置を設置し、施設・配水管の一元管理を図っています。また、地震等災害時対策として、緊急備蓄配水池および応急給水施設を整備するとともに配水幹線等に耐震管の採用を行うなどの強化を図っています。しかし、水道事業は、経営の合理化を進めているものの、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

今後は、多様化する市民ニーズに対処するため、配水施設の整備や更新等を推進するとともに維持管理体制を強化するほか、基幹施設の耐震化整備、直結増圧給水等の導入を行うとともに、計画的、効率的な経営を確立し、引き続き健全財政の維持に努めることが望まれます。

電気については、安定供給や災害時の保全対策も考慮して、配電線の地下埋設化を促進するとともに、安全性の確保と景観づくりなどから高压送電線の地中化を実施しています。都市ガスは、全市域で天然ガスへの切り換えを終えるとともに、安定供給と防災的見地から、ガス導管図情報のデジタル化の実現を進めています。今後は、将来の需要や災害時の体制の充実も含めて、電力や都市ガスについても安定供給体制の充実が望まれます。

●施策の体系



●基本方針

- 1 生活様式や人口減少、高齢化等の社会諸状況の変化や災害に強い水道、生活に密着した水道等、水道を取り巻く新しい社会潮流に対応できる総合的な水道システムの構築を図ります。
- 2 地下埋設化や情報化を促進するなど、防災対応が可能な電気、ガスの安定供給を促進します。

●主要な施策

1 水の安定供給の推進

(1) 水源・水質の確保

水道事業の基盤として重要な水源の広域的な水質保全に努めます。このため、高度浄水処理水の供給に加えて貯水槽水道の水質劣化に対応するため水道施設から給水栓までの一貫した水質の管理体制の強化を図ります。

(2) 合理的な水利用

水の合理的な有効利用を図るため、市民への節水の啓発、PRをはじめ、経年管の解消、漏水防止対策等の強化を図ります。さらに、送水、自動水質監視装置の充実を図り、送水システムの確立、適正な流量、水圧等の均等化を図ります。また、市民や都市活動に影響のないよう渇水時にも安定的に給水できる水道を目指します。

(3) 水道事業の推進と充実

都市機能を支える水道施設として、配水施設の整備とともに維持管理体制の安全対策を勘案した総合的な事業の確立を図ります。また、災害時のライフラインを確保するため、基幹施設の耐震化整備、山間部給水区域の多系統化、配水管網整備などの基本的な整備や図面管理システムの導入等により、高水準のゆとりある水道として、効率的な送配水システムの構築を図ります。

(4) 経営の効率化の推進

水道事業については、収支バランスの適正化や情報公開等を行い、市民のニーズに的確に応えるとともに、水道事業の活性化のための組織整備をはじめトータルコストの縮減など、健全財政の維持に努めます。

2 電気・ガスの安定供給

市民生活や産業活動に不可欠な電気・ガスなどのエネルギーは、災害時にも安定した供給ができるよう努めます。また、廃棄物処理等により発生する余熱や夜間の余剰電力などの有効利用を促進します。



●現況と課題

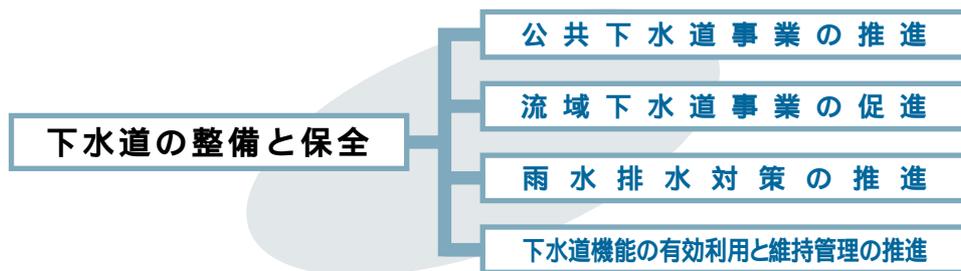
下水道は、市民の生活環境の改善や公共水域（河川など）の水質保全および浸水防除を図るうえで、市民生活に欠かすことのできない都市施設となっています。

本市においては、公共下水道の整備完了に向けた計画的な整備を進め、環境改善、水洗化の普及に努めるとともに、関連する流域下水道の整備を促進するほか雨水排水対策の推進に努めています。

今後は、雨水排水対策のさらなる推進および施設の保全に向けた維持管理体制の充実とともに水質汚濁防止、望ましい水循環の創出、下水道資源および施設の様々な分野での有効利用を図る必要があります。



●施策の体系



●基本方針

- 1 公共下水道の面整備を推進し、水洗化の促進、水質汚濁の防止と浸水緩和に努めます。
- 2 流域下水道の幹線および関連施設などの整備を促進するとともに、施設の有効利用を進めます。
- 3 雨水排水は、関係機関と連携し、幹線施設の整備を計画的に進めるとともに、雨水の貯留浸透による地下水の涵養など、健全な水循環の保全・回復を図ります。
- 4 下水道施設の効率的な運用と管理を図るため、機械化やシステム化、市民参加の促進、水質の保全などに努めるとともに施設および空間の有効利用を推進します。

●主要な施策

1 公共下水道事業の推進

公共下水道事業は汚水整備の早期完了に向けて取り組むとともに、雨水の未整備区域については浸水発生地区の整備に努めます。また、助成制度、貸付金制度の充実などの水洗化促進と併せて下水道の分流化などの汚濁負荷削減を図ります。

2 流域下水道事業の促進

流域下水道事業は、増補管などの浸水対策や高度処理などの水質保全への対応施設について、早期に整備促進を図ります。

また、施設の上部空間や高度処理水などの有効利用を一層進めます。

3 雨水排水対策の推進

公共下水道の整備済み区域の浸水対策として、下水道事業と河川事業とが連携して整備を進めるとともに雨水の増補管については暫定貯留利用を図るなど効率的な雨水排水対策を進めます。

また、雨水の貯留浸透による雨水流出量の抑制などにより健全な水循環の保全・回復を図ります。

4 下水道機能の有効利用と維持管理の推進

台帳整備や、マッピングシステムの導入により施設管理の効率的な運用を図るとともに、下水管路を利用した光ファイバーの構築による、監視・管理システムの構築など下水道施設の有効活用に努めます。

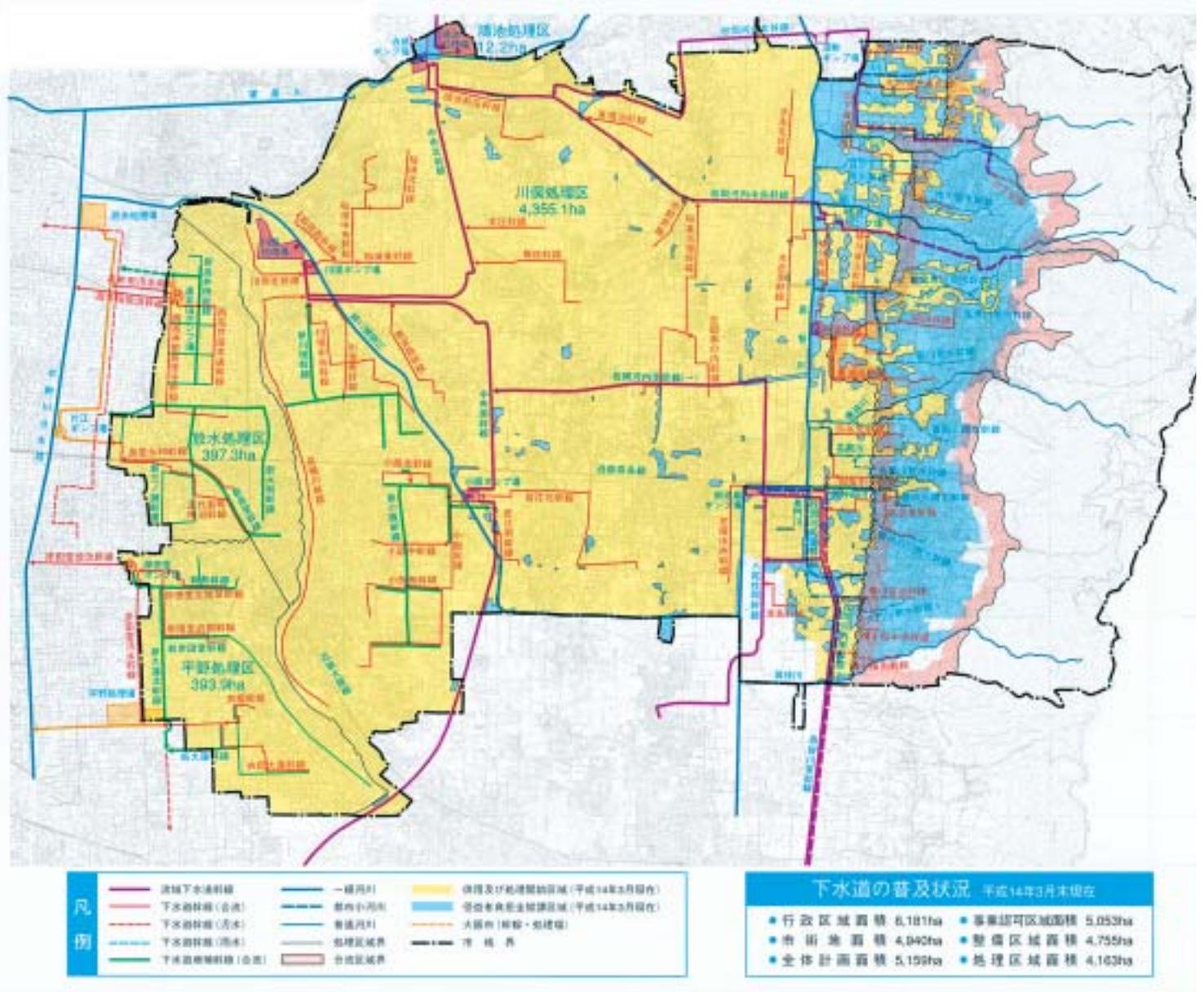
また、老朽化・損傷した施設の改築を図るとともに、水質規制業務や未規制環境汚染物質への対応とあわせ、市民への啓発活動などにより水質と施設の保全を図ります。

公共下水道の現況と計画

	平成13年度	全体計画
排水面積 (ha)	4,755 92.2%	5,159
処理面積 (ha)	4,163 80.7%	5,159
管渠延長 (m)	1,049,704 79.4%	1,322,267



下水道の現況と全体計画



第4節

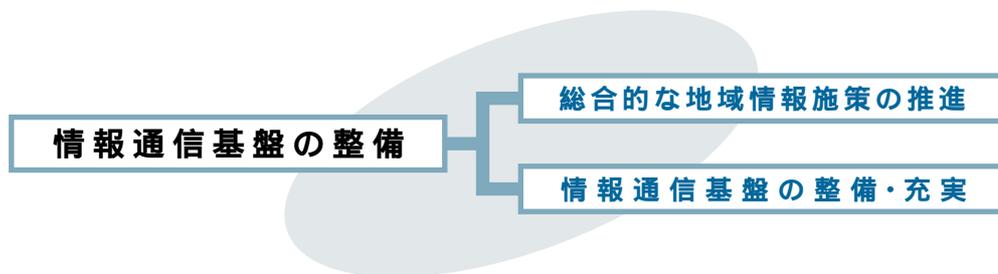
情報通信基盤の整備

● 現況と課題

本市では、情報化に係る計画に基づき、市内全域へのケーブルテレビ網の整備など各種地域情報システムを構築することにより、地域の情報化に取り組んでいるところです。また、スポーツ施設案内予約システムを導入、また現在市内企業の高度な技術情報データベースをインターネット上で提供するための産業情報システムの構築にも取り組んでいます。

今後は、高度情報化の時代に対応するため、プライバシーの保護やセキュリティ対策はもちろん、高齢者や障害者等の情報弱者の利用にも留意しながら総合庁舎を情報受発信の拠点とするなど、総合的な地域情報化施策の推進に努めるとともに、その基盤となるケーブルテレビの活用をはじめとした情報通信基盤の整備により一層の取り組みを強めることが求められます。

● 施策の体系



● 基本方針

- 1 高度情報化社会の急速な進展に対応するため、積極的に情報通信技術を活用して、総合的な地域情報化施策を推進し、情報利用者を中心としたネットワーク化により、必要な情報の受発信や情報サービスを享受できる環境の実現を目指します。
- 2 行政の情報化による市民サービスの充実、地域に密着した情報の受発信による市民生活の向上、時代に対応した産業の情報化による地域経済の振興を図るため、各種情報システムの確立と情報ネットワークの構築、情報通信基盤の整備、充実に努めます。

●主要な施策

1 総合的な地域情報施策の推進

(1) 地域情報化の推進

高度情報化を地域の活性化や市民福祉の向上に活かすため、総合的な地域情報化施策の推進により、各種行政情報、地域情報システムの整備を図ります。

(2) 情報化普及活動の推進

地域情報化を推進するにあたって、その背景となる情報利活用環境の整備に努める必要があるため、情報化に対する重要性の理解を深め、情報機器や情報システムの利用に関する啓発を進め、特に高齢者、障害者等の情報弱者に配慮した情報リテラシーの向上に努めます。また、プライバシーの保護、セキュリティ対策にも留意します。

2 情報通信基盤の整備・充実

(1) 既存の情報通信基盤施設の充実

ケーブルテレビなどの情報通信分野での利用拡充を進め、その回線を既設光ファイバー網等と併せて高速情報通信網として活用を図るとともに、公共施設をはじめ市内の情報拠点等のネットワーク化を推進します。

(2) 新しい情報通信基盤施設の充実

情報化の急速な進展に伴う新技術の導入等に対応できるよう、新しい情報通信基盤施設の充実に努め、市内情報拠点の整備と情報ネットワーク網の構築を推進します。

